

裁 決 書

審査請求人

[市]

処分庁

[市福祉事務所長]

令和2年■月■日付けで [] (以下「請求人」という。) から提起された審査請求(令和2年度(審)第62号)について、次のとおり裁決する。

1 主 文

[市]市福祉事務所長が請求人に対して行った、令和2年3月24日付け保護開始申請却下処分を取り消す。

2 事案の概要

審理員意見書別紙1「2 事案の概要」に記載のとおり。

3 審理関係人の主張の要旨

審理員意見書別紙1「3 審理関係人の主張の要旨」に記載のとおり。

4 理 由

(1) 保護の開始申請等

ア 保護は、原則として、要保護者等の申請に基づいて開始される(法第7条)。

保護開始申請は、原則として、申請書を保護の実施機関に提出して行うこととされており(法第24条第1項)、当該申請書には、法第24条第1項各号に掲げる事項(例えば、「要保護者の資産及び収入の状況」(第4号)、「その他要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な事項として厚生労働省令で定める事項」(第5号))を記載することとされ、併せて要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な書類として厚生労働省令で定める書類を添付するものとされている(同条第2項)。

イ 上記法の内容を受けて、規則では、要保護者の性別及び生年月日並びにその他必要な事項を申請書の必要的記載事項として定めるほか（第1条第3項）、保護の実施機関が求める保護の決定に必要な書類の提出を要するとしている（同条第6項）。

ウ 上記規則を受けた具体的な保護開始申請書の記載事項及び必要書類は、生活保護法施行細則準則（平成12年3月31日社援第871号厚生省社会・援護局長通知。以下「準則」という。）の様式第12号により示されている。

同様式によれば、保護開始申請書の記載事項には、「現在住んでいる所」「現在のところに住み始めた時期」の欄があり、同申請書の別添資料として、資産申告書、収入申告書、同意書（法第29条調査についてのもの）がある。

（2）居住地の意義等

ア 法第19条第1項第1号は、保護の実施機関は、「その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者」に対して保護を決定し、かつ、実施しなければならないとして、いわゆる居住地保護を規定している。

イ そして、上記居住地とは、要保護者の居住事実がある場所をいうものとされ、現にその場所に居住していないとも、他の場所に居住していることが一時的な便宜のためであって、一定期限の到来とともにその場所に復帰して起居を継続していくことが期待される場合等には、世帯の認定をも勘案のうえ、その場所を居住地として認定することとされている（次官通知第2）。

ウ ただし、居住地がないか、または明らかでない要保護者については、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するものに対し、保護の決定、実施をしなければならないとされている（法第19条第1項第2号）。

エ 保護は、「生活保護法による保護の基準」（昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）により測定した要保護者の需要を基礎として行われるところ、保護基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮して定められている（法第8条、保護基準）から、被保護者の居住地あるいは現在地は、保護開始の要否の判断の基礎事情となるものである。

(3) 本件処分についての検討

ア 本件処分は、居所不明で調査不能であることを理由に保護開始申請を却下したものである。

イ 保護開始決定に必要な調査について

保護開始申請にあたっては、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な事項を申請書に記載するとともに、必要な書類を提出することが求められている（法第 24 条第 1 項、第 2 項、規則第 1 条第 3 項、準則様式第 12 号）。

しかし、請求人は、処分庁が保護開始申請書と併せて提出を求めた「収入・資産報告書」、「同意書」等を提出した事実は認められず（前提事実工（ク）、才（ア）、キ、ク）、具体的な収入状況・資産状況等を申告した事実も認められない（前提事実工（工）、キ、ク）。

したがって、処分庁は、請求人について、保護の要否、種類、程度及び方法を決定するための必要な調査を行うことができなかったと言わざるを得ない。

ウ 居所について

保護開始申請は、居住地の実施機関に対して、申請書を提出することにより行われるところ（法第 24 条第 1 項）、請求人は、処分庁に対し、「現住所」欄に、本件場所及び「(居住予定)」との付記、「居住開始年月日」欄に、「令和 2 年 3 月」及び「(予定)」との付記が記載された申請書を提出することにより本件申請を行っている（前提事実ウ（ア））。

しかし、居住地は、要保護者の居住事実がある場所をいうものであるから（次官通知第 2）、同月 10 日、処分庁が本件場所を実際に訪問した際、請求人の居住事実をうかがわせる事情は認められなかつた以上（前提事実力）、単なる居住「予定」の場所を、居住地とは認められない。

また、処分庁は、請求人の実際の居所について、ネットカフェを転々としており定まった居所はないこと（前提事実工（ア））、及び無料低額宿泊所を居所とすることも希望しないこと（前提事実工（ウ））を聴取しており、保護申請を行った令和 2 年 3 月 5 日の居所も確認できず（前提事実才（イ））、その後も本件処分に至るまで、請求人の居所を確認できなかつた（前提事実才（ア）、力、キ、ク）のであり、本件処分時において、請求人の居所は不明だったと言わざるを得ない。

なお、「入居前とはいえ、既に [] 市内に住居が決まっており、主に [] 市内にいることを処分庁に伝えた上で、連絡先として同市内の両親宅の電話番号を教えており、処分庁の求めがあれば、いつでも [] 市内で会うことができる状態であった」ことをもって居所不明でないとの請求人の主張は、独自の見解にすぎず、採用できない。

エ 現在地について

(2) ウで述べたとおり、実施機関は、居住地がないか、又は明らかでない要保護者であって、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するものに対して、保護を決定し、かつ、実施しなければならないが、これはすなわち、居所不明である者に対しては、現在地についても調査検討を行う必要があるということにはならない。

上記ウのとおり、請求人の居所は不明だったと言わざるを得ないのであるのだから、処分庁は現在地を有するかについても検討すべきであったが、当審査会の質問に対して、これを検討しなかった旨回答しており、このほか、請求人の現在地について検討した形跡は窺われない。

処分庁は当審査会に、現在地を検討しなかった理由について、請求人に対して保護開始申請当日の居所について確認したところ、その辺をブラブラしており、まだ決めていないとのことであったため、[] 市に現在地を有するものでないと判断した旨回答しているが、これは前述の現在地を有するか検討していない旨の回答とあわせて考えるに、現在地ではなく、居所すなわち居住地を有するものでないと判断した理由であると解釈せざるを得ない。

加えて、本件処分に係る通知書においては、処分理由を「居所不明で調査不能であるため」と記載しているのみであって、これらを総合的に考えると、処分庁は、請求人が法第 19 条第 1 項第 1 号にいう居住地を有するか否かのほかに、同項第 2 号にいう現在地を有するか否かについて十分検討したとは評価できず、この点において、本件処分には違法があったと言わざるを得ない。

オ その他の請求人の主張について

(ア) 請求人は、処分庁が、保護の申請を行った際、資産申告書や収入申告書の書式を交付しなかった旨を主張する。

しかし、処分庁の一連の記録は、職務上、対応当時に作成されるものであり、実際の記録も具体的で相互に矛盾等もないことから

(前提事実ウ～キ)、信頼に足りる内容であると解される。

したがって、本件保護申請時に、処分庁が、「収入・資産申告書」、「同意書」、「親等表」、「扶養届」の各書式及び「しおり」を交付したことが認められ、これに反する事実は認められない。

(イ) また、請求人は、請求人の説明する事情を前提に、無理に挙証資料の提出にこだわらず、困窮の実態や親族の援助の可否等、実施可能な調査を行った上で、速やかに住宅扶助を支給すべきであった旨を主張する。

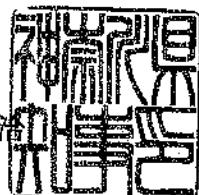
しかし、被保護者の申立てのみに依拠した処分を行うことはできず、処分庁が請求人に対して提出を求める上記各書類は、いずれも、法、規則及びこれを受けた準則に準じた書類であって、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要なものと認められるのであるから、処分庁がこれらの書類を求めるのは当然であり、請求人はこれに対し、真摯に応じる必要はあったものである。

(4) 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があるから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和3年4月8日

神奈川県知事 黒岩 祐治



審理員意見書

令和2年10月19日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県審理員 虎頭 俊之

神奈川県審理員 小林 文子

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第42条第2項の規定に基づき、審査請求人
が令和2年■月■日付けで提起した処分庁■市福祉事務所長による保護
開始申請却下決定処分についての審査請求（令和2年度（審）第62号）の裁決に関する
意見を別紙のとおり提出する。

別紙1において、個人名等を次のとおり呼称する。

- 1 審査請求人 ■を「請求人」という。
- 2 処分庁 ■市福祉事務所長を「処分庁」という。
- 3 神奈川県 ■市 ■を「本件場所」という。



別紙1

1 結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 事案の概要

(1) 事案の概要

本件は、令和2年■月■日付けで請求人が行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）による保護の開始を求める申請（以下「本件申請」という。）について、同月24日付けで法第24条第3項に基づき処分庁が行った保護開始申請却下処分（以下「本件処分」という。）に対し、請求人がその取消しを求めて審査請求を行った事案である。

(2) 本件に係る法令等の規定

別紙2のとおり。

(3) 前提事実

当事者間に争いのない事実及び証拠上容易に認められる事実は、以下のとおりである。

ア 請求人は、処分庁に対し、本件申請を行った者である。

イ 処分庁は、法第19条第4項及び委任規則第2条第1号アの規定により、保護の実施機関である■市長から、法第24条第3項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定による申請に基づく保護の開始及び変更に関する事務の委任を受けた者である。

ウ 令和2年■月■日、請求人は、処分庁に対し、生活保護の開始を求める申請（本件申請）を行った。

同日付けの保護開始申請書（以下「本件申請書」という。）には、次の記載がある。

(ア) 「現住所」欄に、本件場所及び「(居住予定)」との付記、「居住開始年月日」欄に、「令和2年■月」及び「(予定)」との付記

(イ) 「保護を申請する理由」欄に、「所持金が少なく生活に困っているため」「アパートの初期費用が必要なため（別添「見積書」1通、物件名「■■■■■」の資料1通のとおり）」

(ウ) 「電話番号」欄は空欄

エ 令和2年■月■日付けの相談記録には、次の記録がある。

- (ア)「居所」欄には「ネットカフェを転々としている」
- (イ)「相談内容」欄には、「2018.6頃～2018.7頃まで本市にて生活保護利用。その後2018.8～2020.2まで（中略）アルバイトを行っていた。その間居所はなく、友人宅を転々としており、アルバイトを辞めてからはネットカフェを転々としていた（中略）。ネットカフェを居所として申請したいとの相談であった。
→その後申請、受理。」
- (ウ)「助言内容等」欄には「居所を設定してからでなければ保護申請はできるが決定は難しい旨を伝える。→本人、それでも申請したいと無低等（※審理員注「無料低額宿泊所」の略称）の紹介するも、本人は希望しないとのことであった。」
- (エ)「電話番号」「親等表」「扶養親族」「収入状況」「資産状況」「住居」「他法関係」「病状」「急迫性の判断」欄はいずれも空欄
- (オ)「携帯番号」欄には「なし」、欄外に「本人、来庁して結果を確認すると」の付記
- (カ)「制度の説明」欄の「実施（保護のしおり等）」の箇所には「配布」に丸囲み
- (キ)「本人の申請意思」欄には「有」に丸囲みされており、「面接結果 申請受理」の欄には「受理」
- (ク)「交付書類」欄の「収入・資産申告書」、「同意書」、「親等表」、「扶養届」、「しおり」のいずれのチェック欄にもチェック有
オ 令和2年3月5日付けのケース記録には、上記ウ・エと重複する内容の他、次の記録がある。
(ア)「申請書以外の書類については、後日再び来所して提出するとのことで、持ち帰った。」
(イ)「今日の居所を確認するも、その辺りをプラプラしていると言い、まだ決めていないこと。連絡先はなし。」
カ 令和2年3月10日付けケース記録には、次の記録がある。
「申請のあった住所に訪問するも、主（※審理員注 請求人のこと）とは会えず、入居して生活している形跡も確認できなかった。ポストには以前の住民のものと思われる郵便物がポストから溢れていた。」
キ 令和2年3月18日付けのケース記録には、次の記録がある。
「判定会議」「主からは申請後、連絡なく、申請書に記入されている居所での生活も確認できない。また、挙証資料の提出もなく、現状では調査できない為、決定期限の期日を23日まで延長し、24日に再度判定会議を行う」
ク 令和2年3月24日付けケース記録には次の記録がある。
「判定会議」「決定事項 却下」「却下の理由 居所不明で調査不能のため」

- ケ 令和2年3月24日付けて、処分庁は、請求人に対し、居所不明で調査不能であることを理由に本件申請を却下する処分（本件処分）を行った。
- コ 令和2年■月■日付けて、請求人は、神奈川県知事に対し、本件処分の取消しを求めて本件審査請求を提起した。

3 審理関係人の主張の要旨

（1）請求人の主張の要旨

- 次の理由により、「本件処分を取り消す。」との裁決を求める。
- ア 本件処分通知書の1に、「居所不明で調査不能であるため」とあるが、請求人は、処分庁を訪れた際に、処分庁から「今はどこで寝泊まりなどをしているか」との質問に対して、「■市内のインターネットカフェに泊まったりしている。」と説明している。
- このやりとりは、紛れもなく居所等の調査であり、処分庁は、請求人の説明を疑うに足りる十分な理由でもない限りは、当然に、それを前提事実とした上で話を進めるべきであった。
- イ 処分庁は、請求人に対して、インターネットカフェの領収書などの挙証資料の提出を求めたが、請求人がインターネットカフェを利用した時のレシートは、当時捨ててしまっており、それ以降は、インターネットカフェを利用するお金もなく、外で寝泊まりしていることから、そのようなものを提出することは不可能であった。
- 処分庁は、請求人の説明から、そうした事情を分かっていたにもかかわらず、さらに無理に挙証資料を要求した上、その提出がないことを理由に、不当に決定の時期を引き延ばした（同通知書2）。
- 手持ちの金銭も無くなり、外で寝泊まりするなど誰の目にも明らかな急迫性を無視し、不当に決定を引き延ばしたことは、非難を免れない不当な対応というべきである。
- ウ 加えて処分庁は、請求人が保護の申請を行った際、資産申告書や収入申告書を渡さず、預金通帳の写しを求めるようなこともなかった。
- これは、最初から、処分庁が請求人の申請を却下するつもりでいたことを示すものであり、生活援護課としてあってはならない悪質な対応であることは明らかである。
- また、請求人は、■市内に住む両親宅を何度も訪れたものの、援助はしてもらえないという説明も処分庁に対して行い、さらに、申請の際には、自身で探した■市内の賃貸アパートの物件資料と、不動産会社の見積書を処分庁に提出した。

エ 請求人が処分庁に対して行った説明や、申請時に提出した書類等からすれば、請求人が当時、現に■市を拠点とし、今後も■市に住む見込みであることは明らかであり、特段それらを否定するに足りる事情も認められないのだから、処分庁は、無理に挙証資料の提出だけにこだわらず、困窮の実態や親族の援助の可否等を調査した上で、速やかに住宅扶助を支給し、居宅を確保させるべきであった。

処分庁が、挙証資料の提出ばかりにこだわり、実施可能な調査を怠ったことは、失当であり、それによって、保護が開始されなかつたことは、当時の請求人の状況に鑑みれば、甚だ不当な決定であることは明らかである。

今般の処分庁の対応は、まさに、保護の申請に訪れた生活困窮者に対して、積極的に保護を実施しない、「水際作戦」と世論から批判されているものの一形態であり、かかる役所の不実な対応により、生活困窮者が更に苦しめられ、窮地に陥り、自殺や犯罪に繋がるケースが後を絶たないことを考慮すれば、これは、直ちに県や中央省庁によって厳しく是正されるべきものであることは明白である。

オ 請求人は、保護開始申請と同時に、アパートの初期費用の支給を希望した上で■市内の賃貸アパートの初期費用の支給を希望した上で、自身で探した■市内の賃貸アパートの物件資料と不動産会社の見積書を処分庁に提出したのであるから、当時、入居して生活している形跡が確認できないのは当然である。

処分庁は、入居前であることを知った上で、生活実態の確認の名目で、当該アパートを訪れたということになり、その行動は支離滅裂で、常軌を逸しているという他ない。入居前のアパートに人が住んでいないのは当たり前である。

請求人は、本件申請書がアパートの初期費用の支給申請書も兼ねていると考えていたが、もし、アパートの初期費用の支給申請に、別の申請書が必要だとすれば、処分庁は、そのような説明は全く行っておらず、当時、アパートの初期費用の支給を希望する請求人に、必要な手続を案内しなかつたことになる。

カ 請求人が処分庁に対して何の連絡をする必要があったのか不明であるが、そもそも請求人は、本件申請時に、■市内に住む両親宅の電話番号を連絡用として伝えているのであるから、請求人と連絡が取れなかつたというのは詭弁である。

キ 請求人が当時、■市を拠点としていたことは、当時の請求人の説明や、現在まで主に■市に籍を置き居住していたこと、平成30年6月まで、■市で生活保護を受けていたことなどからすれば、疑いの余地など生じるはずもなく、処分庁は、単に、アパートの初期費用を支給し、居宅保護を開始することを忌避しただけとみるのが妥当というべきである。

ク 保護決定ができないというのは、当時、処分庁が必要な調査を全く行わなかつた結果であり、それをもって保護決定日を延長する正当な理由とはできない。

入居前とはいえ、既に [] 市内に住居が決まっており、主に [] 市内にいることを処分庁に伝えた上で、連絡先として、同市内の両親宅の電話番号を教えており、処分庁の求めがあれば、いつでも [] 市内で会うことができる状態であったのだから、「居所不明」にはあたらない。

ケ 請求人が [] 市内を拠点としていることの裏付けを取ることが不可能かといえば、全くそんなことはなく、請求人の両親に聞き取りを行ったり、よくいる場所や時刻を予め聞いた上で、確認に向かうなど、調査を行うことは十分可能であった。保護開始に必要な調査ができなかったというのは、あくまで処分庁の詭弁であり、実際には、理由をつけた上で、調査を行わなかったとみるのが妥当というべきである。

(2) 処分庁の主張の要旨

次の理由により、「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

- ア 本件申請については、請求人から、本件処分決定期日の令和2年3月18日まで連絡もなく、申請書に記載されている居所での生活も確認できず、拳証資料の提出も求めることができず、保護決定ができないため、保護決定期日を令和2年3月23日まで延長したが、延長後、保護決定期日に至るまで状況に変化がなく、居所不明で調査不能であったため、保護申請却下としたものである。
- イ 請求人が審査請求の理由としている内容は、一部分の対応を挙げたものであり、居所がないことによる却下との主張であるが、処分庁が保護開始申請却下とした理由については、居所不明で保護を決定するための必要な調査ができなかったもので、保護開始申請却下の処分を行ったものである。また、請求人の説明だけで保護開始の決定はできず、調査により客観的に判断するものである。
- ウ なお、申請時には、収入申告書や資産申告書、同意書、親等表、扶養届、生活保護のしおりを手渡し、記載後提出するように依頼したが、提出されていない。
- エ 以上、本件処分は適切に執行されたものであり、何ら違法・不当なものではない。

4 理由

(1) 保護の開始申請等

ア 保護は、原則として、要保護者等の申請に基づいて開始される（法第7条）。
保護開始申請は、原則として、申請書を保護の実施機関に提出して行うこととされており（法第24条第1項）、当該申請書には、法第24条第1項各号に掲げる事項（例えば、「要保護者の資産及び収入の状況」（第4号）、「その他要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な事項として厚生労働省令で定める事項」（第5号））を記載することとされ、併せて要保護者の保護の

要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な書類として厚生労働省令で定める書類を添付するものとされている（同条第2項）。

イ 上記法の内容を受けて、規則では、要保護者の性別及び生年月日並びにその他必要な事項を申請書の必要的記載事項として定めるほか（第1条第3項）、保護の実施機関が求める保護の決定に必要な書類の提出を要するとしている（同条第6項）。

ウ 上記規則を受けた具体的な保護開始申請書の記載事項及び必要書類は、生活保護法施行細則準則（平成12年3月31日社援第871号厚生省社会・援護局長通知。以下「準則」という。）の様式第12号により示されている。

同様式によれば、保護開始申請書の記載事項には、「現在住んでいる所」「現在のところに住み始めた時期」の欄があり、同申請書の別添資料として、資産申告書、収入申告書、同意書（法第29条調査についてのもの）がある。

（2）居住地の意義等

ア 法第19条第1項第1号は、保護の実施機関は、「その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者」に対して保護を決定し、かつ、実施しなければならないとして、いわゆる居住地保護を規定している。

イ そして、上記居住地とは、要保護者の居住事実がある場所をいうものとされ、現にその場所に居住していないとも、他の場所に居住していることが一時的な便宜のためであって、一定期限の到来とともにその場所に復帰して起居を継続していくことが期待される場合等には、世帯の認定をも勘案のうえ、その場所を居住地として認定することとされている（次官通知第2）。

ウ また、保護は、「生活保護法による保護の基準」（昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）により測定した要保護者の需要を基礎として行われるところ、保護基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮して定められている（法第8条、保護基準）から、被保護者の居住地は、保護開始の要否の判断の基礎事情となるものである。

（3）本件処分についての検討

ア 本件処分は、居所不明で調査不能であることを理由に保護開始申請を却下したものである。

イ 居所について

保護開始申請は、居住地の実施機関に対して、申請書を提出することにより行われるところ（法第24条第1項）、請求人は、処分庁に対し、「現住所」欄に、本件場所及び「(居住予定)」との付記、「居住開始年月日」欄に、「令和2年3月」

E

及び「(予定)」との付記が記載された申請書を提出することにより本件申請を行っている（前提事実ウ（ア））。

しかし、居住地は、要保護者の居住事実がある場所をいうものであるから（次官通知第2）、同月10日、処分庁が本件場所を実際に訪問した際、請求人の居住事実をうかがわせる事情は認められなかつた以上（前提事実カ）、単なる居住「予定」の場所を、居住地とは認められない。

また、処分庁は、請求人の実際の居所について、ネットカフェを転々としており定まった居所はないこと（前提事実エ（ア））、及び無料低額宿泊所を居所とするとも希望しないこと（前提事実エ（ウ））を聴取しており、保護申請を行つた令和2年3月5日の居所も確認できず（前提事実オ（イ））、その後も本件処分に至るまで、請求人の居所を確認できなかつた（前提事実オ（ア）、カ、キ、ク参照）のであり、本件処分時において、請求人の居所は不明だつたと言わざるを得ない。

なお、「入居前とはいえ、既に■市内に住居が決まっており、主に■市内にいることを処分庁に伝えた上で、連絡先として同市内の両親宅の電話番号を教えており、処分庁の求めがあれば、いつでも■市内で会うことができる状態であった」ことをもつて居所不明でないと請求人の主張は、独自の見解にすぎず、採用できない。

ウ 保護開始決定に必要な調査について

保護開始申請にあたつては、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な事項を申請書に記載するとともに、必要な書類を提出することが求められている（法第24条第1項、第2項、規則第1条第3項、準則様式第12号）。

しかし、請求人は、処分庁が保護開始申請書と併せて提出を求めた「収入・資産報告書」、「同意書」等を提出した事実は認められず（前提事実エ（ク）、オ（ア）、キ、ク）、具体的な収入状況・資産状況等を申告した事実も認められない（前提エ（エ）、キ、ク）。

したがつて、処分庁は、請求人について、保護の要否、種類、程度及び方法を決定するための必要な調査を行うことができなかつたと言わざるを得ない。

エ その他の請求人の主張について

（ア）請求人は、処分庁が、保護の申請を行つた際、資産申告書や収入申告書の書式を交付しなかつた旨を主張する。

しかし、処分庁の一連の記録は、職務上、対応当時に作成されるものであり、実際の記録も具体的で相互に矛盾等もないことから（前提事実ウ～キ）、信頼に足りる内容であると解される。

したがって、本件保護申請時に、処分庁が、「収入・資産申告書」、「同意書」、「親等表」、「扶養届」の各書式及び「しおり」を交付したことが認められ、これに反する事実は認められない。

(イ) また、請求人は、請求人の説明する事情を前提に、無理に举証資料の提出にこだわらず、困窮の実態や親族の援助の可否等、実施可能な調査を行った上で、速やかに住宅扶助を支給すべきであった旨を主張する。

しかし、被保護者の申立てのみに依拠した処分を行うことはできず、処分庁が請求人に対して提出を求めた上記各書類は、いずれも、法、規則及びこれを受けた準則に準じた書類であって、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要なものと認められるのであるから、これらが全く提出されない中では、処分庁が必要な調査ができない、それゆえ保護決定ができるないのは当然のことである。

オ 以上の事情から、処分庁が、本件処分時において、請求人の居所が不明で、調査が不能であることを理由に本件申請を却下したことに誤りはない。

カ よって、本件処分は、法及び適法かつ適正と認められる関係通知に基づき行われたものであり、何ら違法・不当なものではない。

(4) 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

別紙2

ア 法

(申請保護の原則)

第7条 保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基いて開始するものとする。但し、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる。

(基準及び程度の原則)

第8条 保護は厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

2 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、かつ、これを超えないものでなければならない。

(実施機関)

第19条 都道府県知事、市長（中略）は、次に掲げる者に対して、この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。

- 一 その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者
- 二 居住地がないか、又は明らかでない要保護者であつて、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの

2・3 (略)

4 前3項の規定により保護を行うべき者（以下「保護の実施機関」という。）

は、保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に限り、委任することができる。

5～7 (略)

(申請による保護の開始及び変更)

第24条 保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りでない。

- 一 要保護者の氏名及び住所又は居所
- 二 申請者が要保護者と異なるときは、申請者の氏名及び住所又は居所並びに要保護者との関係
- 三 保護を受けようとする理由
- 四 要保護者の資産及び収入の状況（生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。以下同じ。）

五 その他要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な事項として厚生労働省令で定める事項

- 2 前項の申請書には、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な書類として厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。ただし、当該書類を添付することができない特別の事情があるときは、この限りでない。
- 3 保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。
- 4 前項の書面には、決定の理由を付さなければならない。
- 5 第3項の通知は、申請のあつた日から14日以内にしなければならない。ただし、扶養義務者の資産及び収入の状況の調査に日時を要する場合その他特別な理由がある場合には、これを30日まで延ばすことができる。
- 6 保護の実施機関は、前項ただし書の規定により同項本文に規定する期間内に第3項の通知をしなかつたときは、同項の書面にその理由を明示しなければならない。

7～10 (略)

(報告、調査及び検診)

- ・ 第28条 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条(第3項を除く。次項及び次条第1項において同じ。)の規定の施行のため必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、当該要保護者に対して、報告を求め、若しくは当該職員に、当該要保護者の居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。

2～4 (略)

- 5 保護の実施機関は、要保護者が第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる。

(資料の提供等)

- ・ 第29条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第78条若しくは第78条の規定の施行のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、官公署、日本年金機構若しくは国民年金法(昭和34年法律第141号)第3条第2項に規定する共済組合等(次項において「共済組合等」という。)に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求

め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

一 要保護者又は被保護者であつた者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他政令で定める事項（被保護者であつた者にあつては、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。）

二 前号に掲げる者の扶養義務者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、その他政令で定める事項（被保護者であつた者の扶養義務者にあつては、氏名及び住所又は居所を除き、当該被保護者であつた者が保護を受けていた期間における事項に限る。）

2 (略)

イ 生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号 別紙1において「規則」という。）

(申請)

第1条 (略)

2 (略)

3 法第24条第1項第5号（同条第9項において準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 要保護者の性別及び生年月日

二 その他必要な事項

4 法第15条の2第1項に規定するところの介護扶助（中略）を申請する者は、（後略）

5 法第18条第2項に規定する葬祭扶助を申請する者は、（後略）

6 保護の実施機関は、第4項又は前項に規定する書類又は申請書のほか、保護の決定に必要な書類の提出を求めることができる。

ウ 生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。別紙1において「次官通知」という。）

第2 実施責任

保護の実施責任は、要保護者の居住地又は現在地により定められるが、この場合、居住地とは、要保護者の居住の事実がある場所をいうものであること。

なお、現にその場所に居住していないとも、他の場所に居住していることが一時的な便宜のためであって、一定期限の到来とともにその場所に復帰して起居を

継続していくことが期待される場合等には、世帯の認定をも勘案のうえ、その場所を居住地として認定すること。

工 ■■市福祉事務所長に対する事務の委任に関する規則（昭和■年■市規則第■号。別紙1において「委任規則」という。）

(委任事務)

第2条 生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第4項（中略）の規定に基づき、次に掲げる事務を福祉事務所長に委任する。

(1) 生活保護法関係

ア 生活保護法第24条第3項(同条第9項において準用する場合を含む。)の規定による申請に基づく保護の開始及び変更に関すること。

ウ～テ (略)

(2)～(6) (略)

